

農 林 物 資 規 格 調 査 会

農林水産省食料産業局食品製造課

農林物資規格調査会

日時：平成29年7月6日（木）

会場：農林水産省7階講堂

時間：13:27～15:53

議事次第

1. 開 会

2. 食料産業局長挨拶

3. 議 題

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・炭酸飲料の日本農林規格
- ・豆乳類の日本農林規格
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・煮干魚類の日本農林規格
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・合板の日本農林規格
- ・りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・単板積層材の日本農林規格

(2) 日本農林規格の確認について

- ・水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格
- ・果実飲料の日本農林規格
- ・農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格
- ・生産情報公表農産物の日本農林規格

(3) 新たなJAS制度の枠組と運用について

4. 閉 会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 諮問
- 3 J A S 規格の見直し及び確認について
- 4 飲食料品の J A S 規格の見直しについて
- 5 林産物の J A S 規格の見直しについて
- 6 J A S 規格の新旧対照表及びパブリックコメントの結果等について
- 7 新たな J A S 規格の枠組と運用について
- 8 J A S 規格の制定・見直しの基準の改正について
- 9 J A S 規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会委員名簿

秋 山 ゆかり	消費者（公募委員）
阿久澤 良 造	日本獣医生命科学大学学長
井 上 明 生	元 国立研究開発法人森林総合研究所研究コーディネーター
上 田 正 尚	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
小 倉 寿 子	一般社団法人全国消費者団体連絡会政策スタッフ
岸 克 樹	日本チェーンストア協会食品委員会委員
清 水 きよみ	公益社団法人消費者関連専門家会議事務局長
清 野 明	一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会技術部会長
大 道 不二子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室副室長・東日本支部食部会代表
高 増 雅 子	日本女子大学家政学部家政経済学科教授
夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会幹事
丸 山 豊	一般社団法人日本オーガニック検査員協会理事
村 瀬 和 良	一般財団法人食品産業センター参与
森 光 康次郎	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
山 根 香 織	主婦連合会参与

（五十音順、敬称略）

午後 1 時 27 分 開会

○船田規格専門官 定刻よりちょっと早いですけれども、委員の皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

これから農林物資規格調査会を開会させていただきます。

私は食品製造課食品規格室の船田と申します。

委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、15名の委員皆様全員がご出席ですので、農林物資規格調査会第6条第1項の規定に基づきまして調査会は成立しております。

また、本調査会ですけれども、調査会運営規定第6条第1項の規定に基づきまして公開となっております。本日の議事内容についてもご発言いただいた方のお名前を明記の上、後日農林水産省のホームページで公表いたしますので、ご了承願います。

それから、事前に本日の傍聴を希望される方を公募しております。38名の方が申込みありまして、本日傍聴されております。

それでは、調査会運営規定に基づきまして、阿久澤会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿久澤会長 阿久澤でございます。本日も円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、井上食料産業局長からご挨拶をお願いいたします。

○井上局長 食料産業局長の井上でございます。

本日はお暑い中、また大変ご多忙の中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

この調査会でもご議論をいただきました J A S 制度の見直しにつきましては、先の通常国会、会期末ギリギリでございましたけれども、6月16日に改正法が成立いたしまして、23日に公布をされたところでございます。今般の J A S 制度の見直しにつきましては、消費者のための J A S、品質の改善といった性格の J A S を維持しながら、ものよさをよりアピールしていけるような手段としても使えるよう見直しを行わせていただきまして、我が国の農林水産業、食品産業の競争力強化にもつながるようなものとさせていただいたところでございます。

今回の改正につきましては、委員の皆様ご案内のとおりでございますけれども、我が国の強みのアピールにつながるような多様な規格が定められるように J A S 規格の対象をものの品質だけではなくて、生産の方法、取扱いの方法、試験の方法などに拡大をし、また規格をつくる際民間の方からの提案を受けて規格化する、これまでも仕組みとしてはあったわけでござい

すけれども、実際には役所主導でつくられてきたというのが歴史でございますけれども、民間の方からの提案がし易いような形の枠組みを整備をさせていただいたところでございます。

こういう中で、既に研究機関におきましては、機能性成分の測定方法の規格がつかれないかとか、あるいは関係の業界におきましては精米の規格がつかれないのかとか、あるいは花卉、花の鮮度の管理の方法の規格がつかれないだろうかとか。あるいは災害食といったものについての規格がつかれないだろうか。あるいは自治体におきましては地場産品の規格がつかれないか、といったように多様なJAS規格についての検討が進められているところでございまして、これからこうした動きを後押しをし、また委員の皆様方にご審議をいただきながら、新しいJAS制度の下での規格の制定というのを目指してまいりたいと考えてございますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

それから、今申し上げましたように、民間の方、事業者、あるいは産地からの提案を受けての規格化につきましては、あらかじめどういう提案であればJAS規格になり得るのかということをお示しをすることが重要と考えておりまして、きょう委員の皆様方におかれましては新たなJAS規格の制定・見直しの基準についてご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

また、このほか本日は多数の規格がございすけれども、飲食料品、林産物を含む13品目の規格についてもご議論をいただきたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては幅広い視点からの活発、また忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

なお、井上局長におかれましては、この後所用がございすことから、ここでご退席されます。

(井上局長退席)

○阿久澤会長 それでは、議題に入る前に、本日の調査会の議事録署名人の指名を行います。農林物資規格調査会運営規定第7条第1項により、会長が指名することになっておりますので、今回は小倉委員と村瀬委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、事務局から資料の確認について説明をお願いいたします。

○船田規格専門官 配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、まず机上のところに配置図がございす。それと別途資料としまして、まず議事次第がございす。その次、資料1

としまして、農林物資規格調査会委員名簿がついていると思います。

資料2としまして、諮問というペーパーがついていると思うのですが、ここでその諮問の内容について読み上げさせていただきます。諮問書のところを開いていただきまして、

29食産第1679号

平成29年7月6日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 山本 有二

日本農林規格の改正について（諮問）

下記1から9までに掲げる日本農林規格については改正を、下記10から13までに掲げる日本農林規格については確認を行う必要があることから、農林物資の規格化等に関する法律第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【改正】

- 1 炭酸飲料の日本農林規格
- 2 豆乳類の日本農林規格
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- 4 煮干魚類の日本農林規格
- 5 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- 6 合板の日本農林規格
- 7 集成材の日本農林規格
- 8 りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- 9 単板積層材の日本農林規格

【確認】

- 10 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格

- 11 果実飲料の日本農林規格
- 12 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格
- 13 生産情報公表農産物の日本農林規格

ということになってございます。

続きまして、資料のほうに戻りますけれども、資料3としまして、JAS規格の見直し及び確認についてということでパワポの横紙のものがついていると思います。続けて資料4としまして、飲食料品のJAS規格の見直しについてというものと、資料5としまして、林産物のJAS規格の見直しについてというものがついています。あと、資料6なのですが、ちょっと分厚い資料になってございます。縦書きのもので、これはJAS規格の新旧対照表とパブリックコメントをまとめてそこにお示ししたものを置いてございます。資料7としまして、新たなJAS制度の枠組と運用についてという横紙のペーパー。資料8がJAS規格の制定・見直しの基準の改正について。最後に、資料9としまして、JAS規格の制定・見直しの基準というものが皆様のお手元にあると思います。資料1から9までという形になります。

あと、今回の諮問する品目の規格調査の結果と、あと原案作成の会議の報告書を、皆様全員のところではなくて、机上の何か所かのところに青色のドッチファイルが置いてあると思いますけれども、その中に会議の報告書等まとめたものを置かせていただいております。

資料に過不足等ございましたら、事務局までお伝え願えればと思います。よろしいでしょうか。

○阿久澤会長 それでは、議事に入ります。本日は、まずただいまの資料2の中で事務局から朗読されました農林水産大臣の諮問に応じまして、日本農林規格の見直し及び確認についての議決を行います。

次に、先の国会で成立しました新たなJAS制度の枠組と運用について、事務局より報告をいただいた後、JAS規格の制定・見直しの基準の改正を行うことにつきお諮りしたいと存じます。

それでは、議題（1）日本農林規格の見直しについてと、（2）日本農林規格の確認についてをあわせて審議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、見直しと確認事項をあわせた13品目の規格について、まず総括的に説明していただいた後に、個別品目の説明をしていただき、質疑についてはすべての品目の説明が終わった後にまとめて行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○松本食品規格室長 それでは、説明をさせていただきます。食品規格室長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3という紙がございます。私のほうからまず全体像をお話をさせていただきます。

ご案内のとおり、JAS規格についてはJAS法上、そのJAS規格がなお適正であるかどうかということを審議するというので、制定、改正あるいは確認の日から少なくとも5年を経過する日までにこの調査会に付議するということになっております。今回その対象となる規格が資料に掲げてある13の規格、品目になります。

この13の規格につきましてFAMICのほうでアンケートであるとかヒアリングあるいは実態の調査といったようなものを実施いたしまして、見直しが必要と判断されたものがここにあります。飲食料品で6、林産物で3、それから残りの4規格につきましては見直しが必要ないということで確認ということで今回お諮りをしているところでございます。

詳細につきましては担当のほうから説明をいたします。

○小塚食品製造課課長補佐 引き続きまして、飲食料品のJAS規格の見直しについて説明させていただきます。私食品製造課で飲食料品JASを担当しています小塚と申します。よろしくお願いいたします。

横紙の資料4をごらんください。

まず、資料を1枚めくっていただきまして、ページ下に資料4-1と書いてある資料でございますが、今回の飲食料品のJAS規格の見直しの概要でございます。今般見直しの要否を検討した飲食料品の規格は10品目、これは便宜上の生産情報公表農産物を入れた数で10品目となっております。このうち見直しを行うJAS規格は6品目で、確認を行うJAS規格は4品目ということでございます。

その下に見直しを行った事項を概要を主な見直し事項が4点ございます。まず一つ目は、総カロテン量の測定方法の見直し。これはにんじんジュース及びにんじんミックスジュースのJAS規格に定められている測定方法でございます。二つ目、窒素・たん白質換算係数の変更。これは豆乳類のJAS規格に定められている測定方法に用いる係数でございます。三つ目の添加物の基準の見直し及び四つ目の異物混入の基準の削除がございます。これらにつきましては、平成24年にJAS規格の制定・見直しの基準を改正したところですが、その際にご議論いただいたところでございます。これを踏まえて、これまでこの三つ目と四つ目につきまして

は品目横断的に順次見直しを行ったところです。今回、ここに掲げる J A S 規格についても同様の見直しを行うところでございます。

なお、この 4 点以外にも見直し事項はございますが、いずれも内容の変更を行わない軽微な文言の修正でございますので、その説明は割愛させていただきます。

次に、見直しの具体的な内容についてご説明します。1 枚めくって、裏側の資料 4 - 2 をごらんください。総カロテン量の測定方法の見直しについてご説明いたします。総カロテン量というのは現行 J A S 規格において使用した原料ににんじんの品質を担保する基準として総カロテン量の基準を設定しております。なお、その測定方法についても J A S 規格において定められてきたところでございます。今回この測定方法についても新たな知見が得られましたので、この測定方法を見直して、詳細に規定することとしたところです。

具体的にはその下の改正概要と書かれた図をごらんください。左側に測定工程を簡単に示しております。測定方法としましては、試料、この場合はジュースですけれども、このジュースからカロテンを抽出して、抽出したカロテンを溶液に溶解、この溶液中のカロテン濃度を吸光度によって測定し、この測定結果から試料中のカロテン濃度を計算するといったものでございます。

この右側の図に 3 点、改正要点を示してございます。まず、試料の抽出工程において、一つ目の改正点といたしましては、現行では試料を抽出する際にはその振とう操作とか遠心分離の操作がございますけれども、これらの操作については詳細な規定はございませんでした。改正後においては、詳細な規定としては、例えば振とう操作においては、矢印の右側の図ですけれども、内容液がふたと底に激しくぶつかる状態で 3 分間振とうと具体的に規定したこと。また、遠心分離については、遠心力 $1,000 \times g$ で 10 分間遠心分離することとしまして、この振とうと遠心分離の工程を 3 回行う旨詳細に規定したところでございます。

2 点目に、この抽出する液でございますけれども、現行ではエタノールを使用してございましたが、カロテンの酸化防止のため、0.1% の BHT エタノールを使用することに変更したところでございます。

次に 3 点目、これらのカロテンを溶液に溶解した後計量するわけですけれども、その計量に用いるガラス製体積計、これらについては品質についての規定がございませんでした。改正後は、この容量を正確に量るため、ガラス製体積計については J A S 規格適合品を使用することと規定したところでございます。

次に引き続いて説明します。資料 4 - 3 をごらんください。豆乳類の J A S 規格における窒

素・たん白質換算係数の変更でございます。豆乳類の品質を担保する指標としてはたん白質含有率の基準が規定されておりますけれども、このたんぱく質の含有率を計算するときには、一般に窒素含有率、これは製品中の窒素含有率なのですけれども、それに窒素・たん白質換算係数を掛けることにより計算することとしております。

この現行JAS規格ではこの窒素・たん白質換算係数として6.25を用いて大豆たん白質含有率の基準を定めておったところでございます。現行では豆乳3.8%、調整豆乳3.0%。豆乳飲料1.8%と規定してございます。今般、栄養成分表示を義務付ける食品表示基準において、これも窒素・たん白質換算係数が規定されておりますけれども、そちらの食品表示基準においてはこの窒素・たん白質換算係数を5.71に採用するとしたところでございます。今般、JAS規格においてもこの食品表示基準に整合性をとることとしまして、一つ目としては、JAS規格における窒素・たん白質換算係数も6.25から5.71に変更すること、2つ目としては、この換算係数の変更に合わせて、大豆たん白質含有率についても変更したところでございます。

この図の右下の緑の枠の中に大豆たん白質含有率の計算方法を示しております。これは豆乳の場合なのですけれども、その中に大豆たん白質含有率の計算式を記載しておりますけれども、その中の換算係数を6.25から5.71に変更するというので、この現行の含有率3.8%に6.25分の5.71を乗じまして、3.5%に改正するところでございます。

したがって、大豆たん白質含有率は豆乳類は3.8%から3.5%、調整豆乳につきましては3.0%から2.8%、豆乳飲料につきましては1.8%から1.7%に改正するところでございます。

一見すると大豆たん白質含有率の基準が緩くなっているように見えますけれども、あくまでこの計算方法で示しているとおりの、換算係数の変更に合わせて変更したところでございますので、実質的に製品中の豆乳濃度は変わらないということをご理解をお願いいたします。

次に、1枚めぐりまして、資料4-4をごらんください。添加物の基準の見直しでございます。見直しの背景につきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございます。従来JAS規格では、添加物の基準として使用可能なものをポジティブリストで規定したところでございます。しかし、添加物のポジティブリストにつきましては以下の指摘がございます。一つ目は、食品衛生法で安全とされた添加物をJAS規格のポジティブリストから削除するには科学的根拠が希薄なこと。2点目としましては、使用する添加物の種類は限定できても、使用量の削減には寄与しない。むしろ添加物の種類が限定されることによって、添加物の相乗効果による量的な削減が期待できなくなるといったことがございます。

このため、JAS規格における添加物の基準については、コーデックス一般規格に定める添

加物の使用が必要かつ最小限であることなど、順次改正するところでございます。

つきまして、今般も残余のJAS規格、ここで言う炭酸飲料、豆乳類、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、煮干魚類、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースのJAS規格についても同様の改正を行うところでございます。

その下に改正の概要を簡単に示しております。現行はポジティブリストとして、例えば保存料だと安息香酸ナトリウム以外のものを使用しないこと。例えば酸化防止剤については、L-アスコルビン酸以外のものを使用しないことといった規定でございましたが、改正後につきましてはコーデックス一般規格3.2、3.3に定める添加物の仕様が必要かつ最小限であること。2つ目は、この使用量が記録され、記録を保管すること。3つ目として、この添加物の使用が必要かつ最小限であることといった情報を一般消費者に伝達する手段を有することとしたものでございます。

この吹き出しにコーデックス一般規格の説明をさせていただいております。この右側にコーデックス一般規格として、3.2の必要な添加物の判断として、使用にメリットがあるとか、消費者に健康上のリスクがない、他の実行可能な手段で目的が達成できない、これらのことをすべて満たすことが求められております。

また、3.3に定める添加物最小限の使用の判断として、目的の効果を達成する必要最小限の使用。加工、包装工程で使用し、最終製品に効果が期待できない添加物の低減といった基準をすべて満たすことが求められている、といったことでございます。

次、資料4-5をごらんください。異物混入の基準の削除でございます。この改正の背景についても先ほどご説明したとおりでございます。従来、JAS規格では、適正な品質管理を担保する基準として、異物が混入しないことを規定しておりました。しかし、異物混入の基準については、次の指摘がございます。一つ、異物の混入は食品衛生法に基づき、都道府県等が監視指導を実施していること。二つ目、食品工場において異物混入対策は行われており、万一市販の食品に異物混入が確認された場合は、通常リコールなどの対応もとられるといったことがございます。このことから、JAS規格において異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとしまして、順次削除しているところでございます。

今般についても残余の規格、ここで言う炭酸飲料、豆乳類、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、煮干魚類、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、りんごストレートピュアジュースについても同様の改正を行うところでございます。

以上、主な見直し事項についてご説明いたしました。

確認する規格については説明を省略させていただきます。

具体的な改正箇所は資料6に新旧対照表につけておりますので、ごらんください。

説明は以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

続いて、お願いいたします。

○古藤食品製造課課長補佐 食品規格室で林産物を担当しております古藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料5に基づきまして、林産物のJAS規格の見直しについて説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、資料5-1です。今回林産物の見直しの要否を検討した林産物のJAS規格は、集成材、単板積層材、合板の3規格でございます。今回見直しの要否を検討した結果、すべて改正するものでありまして、確認はございません。

具体的な見直し事項につきましては、ここにありますように、6項目ございます。一つ目の保存処理基準の創設につきましては、集成材、単板積層材、合板に共通で追加することとしております。そのほか2番の化粧薄板の厚さ制限の見直し、3、ラミナの積層数の見直し、4、たて継ぎの長さ制限の見直し、5、ラミナの強度測定の方法の見直し、6、変色の基準の見直し、これらについては集成材を対象とした見直し事項となります。

次に、それぞれの見直し事項について具体的に説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、資料5-2をごらんください。まず初めに、今回規格の見直しを行う木質材料がどのようなものかということについて簡単に説明させていただきます。木材は接着剤を使用しない製材、枠組壁工法構造用製材、通称ツーバイフォー製材と言いますが、こうした製材と、細分化した木材を接着剤を用いて再形成した木質材料などございます。木質材料は製造方法によって主に4つの品目に区分することができます。ここの1の表に示してありますが、具体的には、原料のひき板を繊維方向に平行に接着したものが集成材と言います。また、単板、これは木材を大根のかつらむきのように薄くスライスしたベニアのことを申しますけれども、単板を平行に接着したものが単板積層材、また繊維方向に直行で接着したものが合板となります。

この下に写真があるのですが、この写真は丸太の断面の写真でございます。樹木の中心の色の濃い部分が心材とっております。また、外側の色の淡い部分が辺材と言います。ひき板の場合は心材と辺材の区別がつくのですが、単板の場合は薄くスライスしたという

ことで心材と区別がつかないと、そういった違いがございます。

続きまして、資料5-3のほうに移ります。次に、木質材料の保存処理方法について説明いたします。木材の保存処理がどういうものかと言いますと、木材の防腐、菌類による腐朽防止、また防蟻、シロアリによる食害防止、こういった性能を高めるために薬剤を注入する処理を言います。

今回こうした木質材料に保存処理の基準を追加することになった背景ということなのですが、けれども、木造公共建築物等の中大規模な建築物の木質材料の利用が進んでいる中で、よりすぐれた耐久性能が要求される傾向にあると。そうした中で、木質材料に対する保存処理性能への規格化のニーズが高まってきたということから、集成材、LVL、合板、この3品目について新たに保存処理基準を規定することといたしました。

木質材料の処理方法としましては、主に2通りの方法が普及しております。一つ目が、主に製品に薬剤を注入する製品処理ですね。それと、製品の原材料のラミナや単板自体に薬剤を注入して、その後成形、接着を行うラミナ処理、または単板処理と言っておりますが、その2通りの方法が普及しております。

あと、木材保存処理材の特性ということなのですが、保存処理の効果は薬剤の浸潤度、どの程度製品の内部まで浸透しているかという浸潤度と、吸収量、製品に浸潤している有効成分の量が重要と言われております。浸潤度及びこの吸収量は先ほど申しあげました心材か辺材かによって大きな差があると言われております。例えば心材の部分につきましては、腐朽やアリによる食害を受けにくい一方で、薬剤も浸透しにくいといった特性があります。逆に、辺材部分につきましては腐朽やアリによる食害を受け易い一方で、薬剤も浸透し易いという特性があるとされております。保存処理性能を決定する最も重要な部分というのは最も腐朽、アリの影響を受け易い材の表面から10mmの部分と一般に言われております。ちょうどこの右側の図で言うとブルーのこの部分になります。

続きまして、資料5-4のほうに移ります。次に今回基準を設定する保存処理の具体的な内容について説明させていただきます。集成材、合板といった木質材のJAS規格は、これまで保存処理の接着性能への影響が不明であったということから、保存処理の基準が設定していませんでした。今般木材保存剤の試験データの結果等から、木質材の接着性能は保存処理に左右されないということが明らかになったことから、保存処理の基準を設定することにいたしました。

基準の考え方なのですが、集成材につきましては既に保存処理の基準が設定されてい

る製材等のJAS規格の基準を用いております。ただし、LVL、合板につきましては単板は辺材と心材の区別が困難であるということで、心材、辺材ごとに基準を定める、製材の基準をそのまま適用することは難しいということで、民間の基準を活用して設定することとしております。

また、使用可能薬剤などにつきましては、実際に製材のJAS規格でもう既に適用されている薬剤の中から今回試験で明らかになったものを適用しているということで、新たに追加しているものではございません。

続きまして、資料5-5に移ります。今保存処理の基準についてご説明させていただきましたが、次はその他の見直しの内容について説明いたします。すべて集成材に関連する見直し事項となっております。

まず1点目でございますが、化粧ばり造作用集成材の化粧薄板の厚さ制限を変更するというものです。化粧ばり造作用集成材の敷居やかまち、階段板の上面に適用する化粧薄板の厚さについては、現行では1.5mm以上となっておりますが、これを0.6mm以上というふうに変更することとしております。化粧ばり造作用集成材というのは、集成材のうち表面に美観を目的に薄板を張り付けたものを言います。今回は接着技術の向上とあって現行の基準値よりも薄い化粧薄板を使用しても割れ等の問題がないということが明らかになったことから、見直しに至ったものでございます。

次、2点目の見直しは、化粧ばり構造用集成材のラミナの枚数を変更するものでございます。現行の基準ではラミナの積層数は5枚以上という規定になっております。これを4枚以上に変更することとしております。これは乾燥の技術が向上したことで4枚でも割れ等の問題もなく、表面の化粧薄板への影響がないということが明らかになったこと。また、現在流通している柱用途の構造用集成材がラミナの積層数4枚なのが主流になっているということで、構造用集成材をそのまま化粧ばり構造用集成柱の心材に利用できると、そういった利点があります。

次に3点目ですが、3点目は構造用集成材のたて継ぎ、これはフィンガージョイントとっております。これの長さ制限を変更するものでございます。現行のJAS規格で認められたフィンガージョイントの長さは12mm以上ですけれども、これを6mm以上に変更します。フィンガージョイントの強度に関する試験データを基に検討した結果、強度性能について問題がないということが確認できたことから、長さ制限を緩和することとしたものです。

また、このフィンガーの部分の長さが短くなることで美観の改善による付加価値の向上、また製造工程での歩留まりの向上によるコストダウン、またひいては森林資源の有効利用にもつ

ながるものと期待されております。

続きまして、資料5-6に移ります。4つ目の見直し事項としまして、構造用集成材について、ラミナの強度測定の方法を見直すものでございます。現行のJAS規格では、ラミナの強度は厳格な曲げB試験、この曲げB試験というのはこのイラストありますように、ラミナを直接曲げて曲げ性能を確認する方法を言います。これによる測定することとしておりますが、等級区分機という機械で測定する場合は、この曲げB試験は求められてはいないということになってございます。しかしながら、近年等級区分機で強度測定をするケースが主流になる中で、中高層建築の木材利用ニーズの高まり等に対応して、強度に対する信頼性を高めていく観点から、等級区分機で強度測定する場合においても曲げB試験を導入するということとしております。

最後の5点目の見直し事項ですが、構造用集成材についての変色の基準を見直すものでございます。具体的には、現在変色の基準については目立たない程度というふうに規定されておりますが、これを利用支障のないことというふうに変更することとしています。これは変色によって事実上使用できなかった材につきまして強度の低下がないということが試験データによって確認されたことを踏まえて、利用できるように見直すこととしました。利用支障がないということに規定を変えることで、これまで地域材の活用を進めていくという推進していく中で、これまで変色を理由にJAS製品として利用されなかった原材料が利用可能となることで、森林資源のさらなる有効利用に寄与するということが期待されております。

以上、林産物の改正内容についての説明は以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ご説明いただきました規格見直し及び確認につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いしたいと思います。どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 資料4-4について質問があります。平成24年改定のとくに私いなかったのもう既に議論されていることかもしれませんが、一消費者としてちょっと伺いたいことがあるので、3つ質問させてください。

一つ目が、添加物の相乗効果による量的な削減についてです。今回対象になっているものについて、現在のポジティブリストからコーデックス規格へ改正することでどの程度添加物の使用量が減るのでしょうか。

それから2点目が、複合毒についてです。いろいろな添加物を複合的に使用することでより多くの食品がつくられていくのはいい面もあると思いますが、いろいろな組合せによって複合

毒というのも出てくるのではないかと思うのですが、これに対してどのように対応していくのでしょうか。

それから3つ目が、こちらの資料4-4の改正概要の改正後の3のところの1の情報を一般消費者に伝達する方法を有することと書かれている点です。具体的にどのような方法なのでしょう。よくあるホームページの深い階層にいかないと探せないということであれば、これは公開されているかもしれませんが、一般消費者に積極的に伝達する方法とは言い難いと考えております。どのような形で消費者に伝えていくのか、ぜひその点も教えていただきたいと思っております。

3点、よろしく申し上げます。

○阿久澤会長 いかがでしょうか、事務局のほうからご質問に対して。お願いいたします。

○小塚食品製造課課長補佐 まず1点目のご質問なのですが、そもそもの経緯としましては、添加物をご説明したとおりポジティブリストとして規定していましたが、その昔の議論で数だけ規制していてもその量は制限できないのではないかとといった議論がございまして、そういった意見を踏まえて検討した結果、量だけではなくて、数だけで限定するのではなくて、その必要かつ最小限であることを規定すればいいのではないかと、数だけではなくて、そういうことを規定していくことによってトータルな量が削減できるのではないかと期待して今回の改正に至ったところでございます。それを踏まえまして順に改正しているといったところでございます。

○秋山委員 今回の対象物に関して、どのぐらいの量が将来的に削減されるのでしょうか。

○小塚食品製造課課長補佐 いろいろな組合せがあるのでどんな量かというのは具体的にはそこまでデータはないとは思いますが、量が減るということはやはりそれは使用する添加物の量そのものが減るといったことは消費者にとっては一定のメリットがあるとは理解しております。

2つ目の複合毒ですか、そこは食品衛生法に関することなので、ちょっと我がほうとしても具体的なデータは持ち合わせておりません、申しわけありません、そこは。

○秋山委員 もちろんそちらは食品衛生法のほうできちんとカバーされているので、それにとった形でJASは運用されているということですね。

○小塚食品製造課課長補佐 前提はそうです。認められたものについての使用が前提となっておりますので、それに基づいてJASも担保しているということでございます。

3つ目の方法につきましては、現行の規定では一つはインターネットを利用した方法、もう

一つは冊子とかリーフレットによって消費者の目につき易いところに置く方法、もう一つは店舗の目につき易い方法によって表示する方法。もう一つは製品に問合せ窓口を明記の上、問い合わせに対応するという方法がございますので、これらの方法によって一定程度情報については消費者のほうには伝達されるものと考えております。

○秋山委員 どのような方法を選ぶのかはメーカー側に任されているわけですが、例えば最近よくある例ですと、ホームページの深い階層のところに書かれていて、消費者にとってはとても探しにくいものです。メーカーが書いていますというのは、確かに書いてあるかもしれないけれども、なかなか消費者側としては探しにくいものだと思うので、もう少しメーカーが積極的な形で消費者に伝えていくという意味合いのご指導というのはされるのでしょうか。

○小塚食品製造課課長補佐 そうですね、そういった声も受け止めまして、利用者と触れる機会がありましたら、その都度声は伝えたいとは思っています。

○阿久澤会長 よろしいですか。

これからの検討内容も含まれているようですが、それでよろしいですか。はい。

ほかございますか。どうぞ、夏目委員。

○夏目委員 資料4-4の今の添加物の基準の見直しのところにつきまして、特に煮干魚類のところですが、今の段階では資料6のパブリックコメントの結果というのが説明されていませんでしたけれども、このパブリックコメントの結果を見ていきますと、少し気にかかる記載がございました。この膨大な資料の157ページでございます。

157ページの一番上に昨年28年7月1日に開催された第1回煮干魚類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会では、改正に困難だということで、現行どおり、つまり改正はしないという議決が原案作成委員会で作成されたと書いておられて、議事録、概要でございましたけれども、議事録にもそのとおり記入されております。その後、事務局が業界団体と協議を重ねた結果、パブリックコメント案として再掲して提案し、今回の改正案として提出をしているというふうな流れになっておりますけれども。

そういたしますと、原案作成委員会での協議は何の意味があったのかということになりかねないというふうに思います。もちろんJAS規格は業界団体、事業者の方々がお使いになる規格ですので、業界団体、事業者のご意向というのはとても大事かと思いますが、原案作成委員会には業界だけではなくて、さまざまな分野の方々が集まって真剣にご協議をされる場であろうかというふうに思います。そこで、見送ったという結論の後、それから後のプロセスが余り丁寧に表明されていないというのは、進め方そのものについてやはり農林水産省さんと

してお考えいただくべきことではないかなと、こんなふうに私は読ませていただきましたので、ご見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○松本食品規格室長 原案作成委員会の案と異なる案をお示ししたという部分についてのご指摘ですけれども、原案作成委員会、もともと農林水産大臣のほうから原案を作成するように依頼し、いろいろなご意見を反映するということが業界の方であったり消費者の方であったりそういう方に入ってご議論いただいています。

他方で、原案をそのまま国家規格とするかどうかというのは、やはり最終的には農林水産大臣、農林水産本省の判断になりますので、その過程において業界も含めて改めて議論をし、業界の理解が得られたということで修正したものを今回パブリックコメントにも付して案として固めさせていただいて、きょう調査会にかけさせていただいていると、こういった手続を経ております。あくまでいろいろな議論あるいはいろいろな検討を重ねた上で、最善の形としてきょうこの案を提案させていただいている次第でございます。

○阿久澤会長 よろしいですか。はい。どうぞ。

○夏目委員 そのとおりかと思えますけれども、その議事録なり、きょう出された資料を読みますと、そのプロセスについてやはり、結果としてはそうなのかもしれませんが、改正は見送ったと、でも新たにこうして提案をし、改正をすると、その間の説明がやはり見る人に対して丁寧ではないというふうに感じざるを得ないというのが私の感覚的な受け止め方なのですけれども。もちろん会議において改正を見送ったというのは、実行する、改正するには困難な点があるということで、さまざまなご意見が業界団体、事業者の方から出されておきまして、そのものについてはきちんと説明をなさった上で業界団体と再検討したのだろうというふうに思いますけれども。では、業界団体以外の委員の方にはどのように説明されたのかということも問題になるのではないのでしょうか。

この後、第2回の原案作成委員会が開かれたという記録はございませんね。ですから、1回だけでもってそこでは改正しませんと。では、どこで変わったのかという結果が見えませんかということを申し上げたかったのです。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○松本食品規格室長 もともと原案作成委員会で見送るという結論になったのは、煮干の原料となる魚、これは浜で採れてそこで処理されるわけですけれども、そこでどういった添加物を使用しているのかということが実際に煮干を加工する認定製造業者の方には把握するのが困難

ではないかということで見送ったという経緯がございます。

他方で、個別に調整をしていく中で、実際に採られた魚の保存処理、使用する添加物ですね、これをどうやって把握をするかというその把握の仕方について最終的には担保できるということに個別の議論の結果なったものですから、本来やったほうがいいものを実現する方法が難しいからできないという結論だったものが、調整の結果よい方向にと言いますか、あるべき方向に変わったという内容ですから、個別に委員の方々に再度説明をしなかった点は手続の不備だというご評価もあるかというふうには思いますけれども、結論としては、原案作成委員会でもと議論されていたあるべき形の方向に改正されているものと理解をしております。

○阿久澤会長 最善の形とかあるべき形とかということでの説明なのですが、いかがでしょうか。山根委員、どうぞ。

○山根委員 すみません、私もこのところ質問したいと思っておりました。やはり原案作成委員会で結論とされたものと違うものがパブリックコメント案として出されるということであれば、委員全員に経緯とこういう形となりましたということを説明をして、了解を得てからパブコメにかけるべきだったのだらうというふうに思いますので、そういうことでご注意いただければというふうに思います。

○阿久澤会長 いかがでしょうか、何かございますか。関連の事項、どうぞ、丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員 丸山です。同じ件ですけれども、実は1回前の私が関係している有機のときも原案作成委員会からパブリックコメント案は変更されております。ですから、原案作成委員会の結論と言いますか議決から農林水産省のパブリックコメント案というのは変わることはあるだろうというふうに思います。ですので、変わることは特に問題ではないと思うのですけれども、その際にやはり原案作成委員会の方々にこう変わりましたのでというような事前の説明をやっていただければ委員会の方も納得していただけるのではないかなと、最善の方向に変えるわけですから。そのステップを踏んだ上でパブリックコメント案を出すようにすれば何ら問題ないのではないかなというふうに思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。どうぞ、コメントをお願いします。

○松本食品規格室長 複数の委員から共通のご指摘をちょうだいしましたので、重く受け止めていただけて、善処していきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうぞ、村瀬委員。

○村瀬委員 別件でよろしいですか。

豆乳類の見直しで、たん白質換算係数を変えるということは全然やぶさかではないと思いますが、今の測定方法がケルダール法に基づいた窒素含量ということになっていますけれども、既に多くのJASの品目でケルダール以外の燃焼法だとかそういった部分も採用されているということなので、それは今回この中にはそれも含めて改定するというにはならないのでしょうか。

○小塚食品製造課課長補佐 今回の見直しにおいては業界の方々のご意向も聞きながら見直したのですが、そのときにはそういった声は出ませんでした。今後もちろんそういう声があれば現行法と燃焼デュマ法の例えば線もとりつつ導入することは可能でございます。

○阿久澤会長 よろしいですか。

ほかございますか。どうぞ、小倉委員。

○小倉委員 同じく豆乳の件なのですけれども、先ほどの添加物の原案作成委員会のところにも通じるころだと思えますが、今回の変更については食品表示基準に合わせるということで全くもって異論はなく、義務表示のところに合わせていくというところには賛成でございます。ただ、第1回の豆乳の原案作成委員会のところでもやはり現行のまま改正しないことで議決したというふうにあります、きちんと説明がされてきたのかなというふうにも私もこのところでは不安に思ったところがございます。

消費者にとりまして、今回は換算係数が下がっているということで、薄くなったのかなとか、豆乳の濃度がやはり薄くなったのかなというふうに感じる方も結構いらっしゃると思うので、消費者の人たちにはきちんとそこら辺をお知らせしていく必要があるのだらうと思えますけれども、具体的にどういったことをされていこうとされているのか、ちょっとお考えがあれば教えていただきたいというふうに思っております。

また、豆乳のところに関しましては、平成21年度以降格付が行われていないということもあります。今健康ブームでお店ではたくさんの種類の豆乳が並んでおりますけれども、今回もJASを探してみるとなかなか見つからないといった状況もございます。本当に国内のJASが認知されて、今回のことで事業者の人たちが引かないで製品がふえていくということを期待したいと思えます。

以上です。

すみません、それともう一つ質問なのですけれども、資料3-1の確認を行うJAS規格というのがあるのですけれども、今回は説明を省きますというお話だったのですが、(2)の生産情報公表農産物というのがあります。3番目でまた新たなJASをつくっていきましょと

いうときに、この生産物公表農産物といったもので、例えばどんなようなものがありますというのを教えていただければと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。それでは、お願いします。

○小塚食品製造課課長補佐 どういった方法で認知していくということでございますよね。

○小倉委員 はい。あと、原案作成委員会のところでのご議論でお話しいただければと思います。

○小塚食品製造課課長補佐 原案作成委員会の場合は確かに説明不十分なところがあったと思いますので、気を付けてもっと丁寧な形で説明していきたいと思います。

あとは、規格が変わったことについても、消費者団体といろいろと説明会とかそういう場もございますので、そういう場を活用して消費者から誤解がないように努めていきたいと考えております。

以上です。

○阿久澤会長 規格の確認についても、若干説明を加えていただければと思います。

○渡部食品製造課課長補佐 有機 J A S 等を担当しております食品規格室の渡部でございます。

生産情報公表農産物につきましては今回確認ということで諮らさせていただいてございます。この規格の内容というのは、ものの規格、ものに J A S マークをつけるという規格でございます。どのような方がどのような場所でどのようにその農産物を生産したか、どういう農薬を使ったかといったことを公表していただく、そういう規格でございます。

一方、この J A S 法の改正後に生産方法ということが先ほど言及ございましたけれども、こちらのほうはその取り扱う人を認証していくと、そういうイメージでございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますか。どうぞ、清野委員、お願いします。

○清野委員 資料 5 の、集成材について質問をさせていただきます。

資料 5 - 6 を見ますと、強度の測定の見直しということで掲げてございますが、ここで言う機械等級区分をする手順で、教えていただきたいのは、資料 5 - 3 で、今回ラミナのときに保存処理をすると書いてございますが、資料 5 - 3 の一番下の図でいきますと、ラミナから保存処理注入というこの矢印のところ機械等級区分をするのか、もしくは保存処理をした後に機械等級区分するのかという説明がなかったように思いますので、いずれのタイミングで機械等級区分されるのかというのを教えていただきたいのですが。

○阿久澤会長 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○古藤食品製造課課長補佐 どの段階で機械等級区分するかということなのですが、このラミナ処理の場合であればラミナに保存処理をした後に機械等級区分をる形になります。○清野委員 わかりました。

○阿久澤会長 ほかございますか。どうぞ、村瀬委員。

○村瀬委員 ちょっと確認させてください。今までどちらかというところと改定だとか確認とかする際に、先ほどありました格付率だとかそういったデータが出されていたと思うのですが、今回そういったデータは出されていないですか。

○阿久澤会長 そうですね、その辺の情報を、すみません、お願いしたいと思います。

○小塚食品製造課課長補佐 格付数量とかはこの中に入っております。ちょっとわかりにくいのですが、今お手元のブルーのドッチファイルの中に、それぞれ資料の後段のFAMICの調査結果というのが入っているのですが、そこに入っております。ちょっとわかりにくいのですが、すみません、わかりづらくて。

○村瀬委員 わかりました。

○阿久澤会長 よろしいですか、何ページのどの辺に記してあるとかという説明はいらいいますか。大丈夫ですか。

ほかございますか。

ちょっと私から1点聞いてよろしいですか。先ほどの木材の強度の件の5-5のフィンガージョイントのこの強度は確認できているということなのですが、溝の深さが半分になるということですね。これは全体の長さによってもこの溝の深さが強度に影響するのではないかなと素人考えなのですが、これは全体の長さが長くても短くても、あるいは最大限どの長さでこの6mm以上という、以上ですから長くするのかどうか、その辺の長さとの溝の深さの関係ですね。どうなっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○古藤食品製造課課長補佐 長さの関係なのですが、まず前提としまして、集成材のJAS規格で使用するラミナにつきましては、フィンガージョイント材については強度を確認する試験がありまして、その基準を満たすことができないラミナというものはそもそも論として使用できないということになっております。

また、今回現行で規定されている長さのフィンガーとフィンガーの長さを短くしたものの強度試験を行いまして、フィンガーの長さが短いものでも規格で規定された基準をクリアしたという結果が得られたということでフィンガーの長さ制限を緩和しても問題ないと判断したと

ころでございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

ほかございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、ただいまご審議いただいた13品目、これについては幾つかご指摘等も、運用のところですが、ございましたが、事務局から提案どおりというところでよろしいでしょうか。

はい。それでは、異議はないということで、その旨報告させていただきたいと思います。

事務局からその報告（案）を配付をお願いしたいと思います。

（調査会の報告（案）を配付）

○阿久澤会長 お手元に行きわたりましたでしょうか。お配りした報告案はいずれも原案のとおりとなっておりますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、報告（案）の「（案）」を削除して報告することといたします。

なお、今後公示の手続を行うに当たりまして、内容変更を伴わない字句の修正等が必要な場合にあっては、事務局と調整するというところで会長一任とさせていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

休憩をこの辺で入れたらとのことですが、休憩したほうがよろしいですか。はい、それではここで一旦、10分程度の休憩をし、45分に再開させていただきます。

午後 2 時 3 7 分 休憩

午後 2 時 4 5 分 再開

○阿久澤会長 それでは、再開させていただきます。

続きまして、議題（3）の新たなJAS制度の枠組みと運用について、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○松本食品規格室長 それでは、議題（3）ということで、新たなJAS制度の枠組みと運用についてということでご説明をさせていただきます。

冒頭、食料産業局長から話がありましたとおり、この調査会でもいろいろご議論いただいたところですが、JAS法の改正法が6月16日に成立をしまして、施行が公布日から1年以内で政令で定める日ということになっておりますので、今まさに実際の施行に向けて準備を進めているという段階でございます。今日は実際にどういった内容の法律にしたのかという

ことをご報告をさせていただくということ、それから今後の運用もございますので、いろいろご意見、お考えをお聞かせいただければということでございます。

まず、資料7をごらんください。復習的なところが多分がございますけれども、ご容赦ください。

まず、現行のJAS法でございます。戦後の混乱期にまがい物が横行したことを背景に、昭和25年にJAS規格制度を内容としてスタートということで、農林物資の品質の改善であるとか取引の公正化、あるいは商品の合理化といったことに寄与してまいりました。他方で、近年における国内外のニーズの多様化が進んでございまして、JAS規格として定める品質の基準以外の要素、価値、そういったものも重視されてきているという中で、JASの認証事業者の減少であるとか格付率の低下といったようなことが見られておりまして、現行のJAS規格制度の限界と言いますか、課題といったものがいろいろと浮彫になってきているということでございます。

特に認証事業者の認識というところが7-1の下のほうにございますけれども、アンケート結果から見ても認証事業者の9割以上がJASについては何らかの課題があるというふうに考えているということで、こうした品質以外の基準にも対応できるようにするであるとか、あるいはJASの訴求力を上げていくといったようなことが求められていると整理されているところでございます。

2ページ目をおめくりください。その現行のJAS、格付率の低下であるとか問題点はある一方で、製品の内容について客観的で説得力のある説明や証明、あるいは信頼の獲得を容易にして取引の円滑化あるいは販路の開拓といったことに寄与してきています。

左側に海外取引にフォーカスはしていますが、海外取引におけるJAS規格の活用事例ということで幾つか実例をご紹介します。例えば、商談における説明・証明の手段としての活用ということで、食用植物油のJAS規格の内容を示しながら、認証取得を説明し、その品質の高さあるいは管理技術の確かさといったものをこのタイの取引先に説明をして信頼を獲得しているであるとか。

また同じタイの例で恐縮ですが、その下、JASのブランド力を活用という欄にもございますが、日本の品質をタイ国内向けにアピールするためにJAS規格の認証を取得して、タイ国内で販売をしているといった事例がございます。

また、こういった規格・認証を使ったビジネスということで申し上げますと、右側の枠のところにありますけれども、某食品メーカーさんの役員の方によれば、海外展開する食品にはす

べて規格を整備しておくべきだと。特に海外で低認知の食品の場合、相手にとって何だかわからない食品を説明をしていくに当たっては、やはり国家規格の後ろ盾、これがあると商談が非常に進め易いというようなお話がございまして、特に海外展開を進めようとする中で、JAS規格をめぐるにはそういったさまざまなニーズ、新たなニーズも顕在化してきております。

3 ページ目をご覧ください。そうした中、食文化、商慣行が異なる海外市場において、その産品に馴染みのない取引相手に日本産品の品質や特色、あるいは事業者の技術や取組などの強みといったものを訴求するには、規格・認証の活用が重要、あるいは有効であるということですので、国内取引も含め、取引の円滑化、さらには輸出力の強化といったものに資するよう、JAS規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、さらに、これを足掛かりとして、国際標準化も推進していこうというものであります。

現行のJAS制度は、緑の枠にございますけれども、品質に関する規格を農林水産大臣が制定をし、第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度というものでございますけれども、その枠組みを広げることで、その下のオレンジ色のところにありますとおり、海外になじみのない日本の産品や事業者の取組であっても、JAS規格の制定・活用により、説明や証明、信頼の獲得が容易になるだろうと。さらに、我が国の強みをJAS規格として定めて取引に活用すれば、海外へのアピール力が向上して、輸出力の強化にもつながるだろうということで、次の4ページになりますけれども、定められる規格の範囲を大幅に広げることとしたものであります。現行というところございますが、モノの品質の規格ということで一定の原材料あるいは成分といったものを満たす産品の基準、例えばこいくちしょうゆのJAS規格で申し上げれば、原材料はこういったもの、全窒素分はこれ以上含まれている必要があるという基準、その量によって、特級、上級、標準に分けられているといったものが現在のJAS規格の中心的なものでございますけれども、こうした品質の基準以外にも、生産の方法であるとか、事業者による取扱いの方法、いわゆるマネジメントシステムのようなものまで含めてでございますけれども、そういったものであるとか、若干毛色の違うところでは、モノに関する試験の方法、分析の方法を公定化する手段としてもJAS規格が使えるようになるといった改正を行い、有り体に言えば、規格が必要なケースにおいて定められないものがないように大幅に広げているところでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。そういった改正をしておりますけれども、そうした規格を使うニーズは現場にこそありますので、ビジネスニーズを反映して強みのアピールにつながるJAS規格の制定・活用が進むように事業者、事業者団体、あるいは産地、地域とい

った方々から規格案を提案し易い手続を整備させていただきました。

また、これは運用面でございますけれども、こういった手続の整備とあわせて、農林水産本省、我々食品規格室ということになりますけれども、それから独立行政法人農林水産消費安全技術センター、通称FAMIC、こちらに相談窓口を設置いたしておりまして、そのサポートをさせていただくこととしております。また、規格化に向けて必要な調査、調整、そういったものを支援するというところで予算措置を講じているところでございます。

そういった提案を受けたあかつきには、その案件ごとに事業者団体、産地・地域あるいは自治体、研究機関、学識経験者、こういった方々からなる、これに加えまして役所も入りますけれども、官民連携の体制で対応していくこととしております。これはものによるとは思いますが、規格の検討の初期段階から国際化も視野に入れて進めていくということで、フローを下のほうに書かせていただいています。

まず、相談窓口で相談を受け付け、規格化が適当であれば官民連携の体制をつくりまして、ここでその基本戦略の設定でありますとか、規格原案の作成ということで技術的データの収集、関係者間の調整、あるいは国際化を視野に入れているものであれば日英両語による規格案の作成といったようなことを進め、JAS規格化あるいは国際化に向けて取り組んでいくといったことを考えてございます。

続きまして、6ページをお開きください。こういったものを整備いたしますと、今後これに伴いまして規格も増えてくるであろうと思われれます。一方、現行のJASマーク、丸JASであれば丸いJASマークの下に認証機関名を書くといったことが決まっておりますけれども、マークを見ただけでは何を認証しているのかわからないということがございます。我々のアンケートでもマークの存在といったものは非常に高い認知度がありまして、例えばこの丸JASであれば8割から9割ぐらいの方々が認知しております。有機JASのほうも半分ぐらいの方が認知をしているといったような状況でございます。しかし、では何を意味するマークかということで丸JASを見て品質が担保されているといったようなことまで知っている方はと言いますと、マークそのものを知っている方は半分ぐらいしかいないといったようなこともございます。このため、特に今後いろいろな規格がふえていくということもありますので、マークのほうも何を認証しているのかわかるような標語をつけていくといったようなことを検討しております。

どういう標語をつけるかということについては、これはその法律の施行までの間になるべく早いうちに決めていくということだと思っております。ここにイメージということで、現時点

のアイデアを載せさせていただいています。こういったものをたたき台にしながら、各方面のご意見もお伺いしながら固めていきたいと思っております。

続きまして、7ページをお開きください。今後いろいろなJAS規格が定められるようになり、さらに輸出力の強化を目的に定めているJAS規格であれば、当然JASそのものに国際的な認知あるいは影響力がなければ意味をなしませんので、そういった認知であるとか影響力を高めていく取組、このアジア地域におけるJAS規格の普及・浸透、あるいはJAS規格を足掛かりとする国際標準化といったものを進めていきたいと思っております。

ここに幾つか例を出しておりますけれども、まずあり得るパターンといたしましては、JAS規格そのものが通用するようになるといった形であるとか、あるいはJASの内容をCode x、ISO、こういったいわゆる国際規格という形にしていくというような方法もあるだろうと思っております。

どうやって進めていくのかということがこの赤い枠のところに書いてございますけれども、海外でのJAS規格の普及といったようなこと、これは特に露出を高めていくということなども非常に重要だと思っております、例えばここにございますけれども、GAPであるとかHACCPを内容とするようなGFSI承認を受けている、いわゆる国際規格化しているようなもの、こういったものの認証取得者についてはJASの認証も取得し易いようにしていくであるとか、あるいは海外に進出していく企業に対してJASの認証取得を支援していくとか、あるいは先般創設されました、いわゆるJFOODO、こういったところとも連携をしながらJASの認知を高めていくといったようなことと並行して、アジア諸国との連携を強めていくために、2国間対話を通じたり、ASEANなどのマルチの枠組みを通じて連携を深めていくであるとか、あるいはODAなどを効果的に使いながら日本親派と言いますか、日本の味方を増やしていくといったようなことも進めていきたいと思っております。

それから、8ページでございます。こちらは今度は認証の話でございます。今のJASは、事業者さんに対して、この青い認証機関が認証し、この認証機関を農林水産大臣が登録をするという枠組みになってございますけれども、今回いろいろなJAS規格ができることに伴いまして、この認証の枠組みも充実させる、それに対応する形で広げるということを考えてございます。

さらに、JAS規格が国際規格、先ほど申し上げた例えばISOの規格などになった場合に、JASがISO成りしたそのISO規格、その認証を円滑に事業者が取得できるように、例えばJASの認証機関そのものがこのISOの規格の認証機関として認定されるような枠組みと

してFAMICがそういった認定を行えるよう業務を追加しております。

次の議題とも関係するのかもしれませんが、中ほどで申し上げた事業者あるいは産地からの規格の提案、こういったものを促進していくということからしますと、こういったものがJAS規格に馴染むのかというようなことがあらかじめわかっていないとその提案のしようもないということもございますので、JAS規格の制定・見直しの基準、これは調査会でお決めいただいているものですが、こちらも具体化するという方向で今回お決めいただければというふうに考えております。

私からは以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明がありました新たなJAS制度の枠組みについて、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。どなたかございますか。どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 丸山です。

今回の法律の趣旨に沿ってできるだけ有用なJAS規格と認証制度をぜひ進めていただければというふうに大変期待をしておるのですが、ご説明を伺う範囲ですと、やはり早く取り組んだほうが良いといったような事例もあるかと思っておりますので、できるだけスピーディな運用をお願いしたいというふうに思っております。

それから、次に、私が考える範囲で恐縮なのですが、ほかにもいろいろな活用方法があるのではないかなと思っております、例えば今考えてらっしゃるような規格というのはどちらかというと付加価値のあるようなテーマでの規格化というのが多いのではないかなというふうに思うのですが、一方で取引規格のようなそういう使い方もあるのではないかなというふうに思っております。今品質のJASのほうでは業者間の品質の取決めのときにJAS規格を活用する取引規格といったようなそんなイメージで品質のJAS規格が活用されているのですが、今回製品認証だけではなくて、マネジメントシステム認証もできるようになりましたので、例えば事業者のベーシックなマネジメントシステムをJAS規格化してそれで活用するというのもできるのではないのでしょうか。

1例を挙げますと、例えば農産物の生産者に関しましてはいわゆる農水GAPと言われているGAPガイドラインというのがありますけれども、せっかくですからこれをもうJAS規格化してしまつて、日本の生産者が食品安全に関するベーシックなマネジメントシステムを有しているよと、そういうような生産者を多くふやすことによってそれを取引に活用できないかなというようなことを今回の法改正を見ながら想像していたところなので、できるかどうかはわ

かりませんけれども、そういった方面での活用もあり得るのではないかなと思ってご検討いただければというふうに思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。何かコメント、どうぞ。

○松本食品規格室長 ありがとうございます。

まず、早くスピーディにというご指摘ですけれども、ごもつともだというふうに我々も思っています、法律の施行が公布から1年後という話を申し上げましたけれども、規格の制定そのものは公布日からもうできるという経過措置を設けていまして、既にその準備を始めているところでございます。

先ほど予算の話もさせていただきましたけれども、そういった支援をすべき分野を今まさに公募もしているところでして、我々としても、国のほうも力を入れて取り組むべき分野ということがあれば、どしどし上げていただきたいというふうに思っています。

冒頭局長からもお話ありましたけれども、例えば精米の規格であるとか、花の鮮度管理の規格であるとか、そういったものはもう実際検討が進められておりまして、早いタイミングで出せばいいなというふうに我々も期待をしているところでございます。

それから、2点目のいろいろな活用方法があるのではないかというお話ですけれども、こちらもごもつともだと思っております。付加価値型の話を中心にご説明をさせていただいておりますけれども、おっしゃるとおり取引規格のようなものというのはできると思いますし、流通サイドと言いますか、卸であるとか小売側の例えば調達基準のようなものを規格にするといったことは十分あると思っております。その流通業者さんにとっても二者認証コストがなくなるということでメリットになるのだらうと思っております。

また、GAPの話もいただきましたけれども、制度上はGAPのJAS規格のようなものは当然つくり得ますので、それが必要であればそういったニーズを受け止めてつくっていくという事はあろうと思えます。

ただ、他方でGAPに関して言えば、今、国としてはJGAPの認証取得を推進しているということもございますので、GAPの取組であるとか、あるいはGAPを内容とする規格のようなものの整理をどうするかであるとか、あるいはどれをどういう形で進めていくのかとか、そういった全体の整理の中で検討していく課題かなと認識をしています。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、森光委員。

○森光委員 恐らく、この話題が出てから1年がかりぐらいでいろいろとヒアリングに来ていただき、すごく良い形になってきたのは嬉しく思っています。ぜひ、応援したい気持ちがあります。

資料7-1に調べられている主な課題というのをもう一度読み直すと、消費者の厳しい目線から品質として日本の生産技術はとても素晴らしいということで、「品質がとてもいいということは日本においては当然である」といううれしい進化を遂げている反面、逆に食品が多様化して、先ほど小倉委員が豆乳の話を出されたときに、実は全然マークがついていないとのこと。そこで村瀬委員がここでパッと調べられると格付ゼロという数字を確認して、うちの学生も例えば豆乳をたくさん飲んでいても誰もJASマークを目にすることができないという現状。50年間続いたJASマークがもういらぬのではないかという話から、1歩先に進めようという話が今回の発端でした。

一方で、だんだん複雑になっていくだろうと予想されるのは、例えば資料7-4でいろいろな要望をこれから各企業さんまたは業者さんから出していただこうと。例えば企業がオープンにできないような、またはあるグループや生産団体がオープンにできないようなノウハウまでをマークにできればという話がある反面、デメリットと取られてしまいそうなものが、特定の団体または企業だけがマークの恩恵にあずかるという点をどう考えるのか。

逆に、抹茶の良い例もありますし、納豆もそうなのでしょうけれども日本固有の食材や加工食品、またはシャンパンのような原産地呼称制度のように、神戸牛などもやってらっしゃると思うのですが、特定生産地域である一定の団体が、より日本をブランド化できるようなものは、どんどん進めてほしいなという点もある。これからその辺りの課題、要は業界全体がなるべく共通して発展して世界へ打って出れるようなマークにしていくというか、そういった規格というのは時として特定の企業だけに偏らないように注意しなければいけない面、注意しなければならないということがあると思います。

あと、一番大きく個人的には最初から言っていて、皆さんなかなか賛成してくれなくてさびしいと思っていることがあります。資料7-6でJASマークが50年間続いていて、僕はこのマークをクラシックJASと呼んでいます。お仲間のJISマークがちょっと前に変更していて、細い線から一気に太い線になって、今の小学校1年生は鉛筆を削るときに初めてJISマークを見るのですが、JISにも3種類もマークがあって、鉛筆だと加工品ですからJISの太い丸の外にもう1個丸があって、ちょうど洗濯の衣類の洗い方のマークのように分類もされていると。思い切ってJASなども基本原型は残しつつ、我々がパッと見ただけで加工食品だ

なとか、加工飲料だとか、生鮮だとか、産地特定だとか、特別な輸送保存方法だとかいうように、洗濯のタグになぞらえると怒られるかもしれませんが大きく変更するのも一手だと思っています。その上で、やはり海外向けにも英語とダブル表記が望ましいと思います。JASも「次の50年を目指して変わりました」というメッセージが込められる方が良いと感じます。次世代のJASの認知が高まって、逆に今のクラシックJASはとても大事なもので、決して規格は下げてはいけなく、上げていく方向ですから残すべきです。クラシックJASも「厳しい規格に裏付けられた高度な日本の農林水産物と加工品を守る」意味が必要です。ダブルスタンダードという大変に聞こえますが、そういった歴史を積み重ねて、次世代のJASをもう一度見直して欲しいと期待しております。

質問ではありませんが、要望も込みでよろしく願いいたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

高増委員、どうぞ。

○高増委員 高増です。

7-1の主な課題です。今先生もおっしゃっていらっしゃいましたが、この課題に対する回答では、なかなか斬新な方向性が見えないのでは、と考えます。海外に向けてのJASの周知という面では、いろいろな方法が考えられており、新たな展開が期待できるのではと思います。しかし、今のままでは、日本の消費者はJASの規格や、格付されているものを、あえて探すという行動は、あまりしないと思います。

また、学校教育の中で、JASについての学習の機会はあるのですが、子どもたちに「JASとJISとはどう違うのか」と尋ねても、正確な回答は得づらいものがあります。家庭科の教科書にも、いろいろな規格のマークがたくさん並んでいます。JASマークは、その中のマークの一つでしかありません。もう少し、今後の消費者教育に、JASマークの観点を積極的に入れていただければ、幸いです。

今、YouTubeでJASの幾つかの動画が公開されていますが、もう少し子どもたちも理解しやすい動画があれば、消費者教育の教材として活用できるのではと思います。

○阿久澤会長 何かもしコメントございましたらどうぞ。

○松本食品規格室長 先ほど森光先生からいただいたお話、特定の企業だけの利益というお話でございますけれども、新しい規格といえども、例えば提案した方だけで決められるわけでは当然ございませんで、例えば、官民連携の体制で検討するプロセスでは当然どういった利害関係者がいて、どういった形で調整を進めていくのかということを含めて議論していきますし、

その後のパブリックコメントであったり調査会でご議論いただくといったプロセスは引き続き維持をされるということですので、そういった懸念がないようにもちろんしていきたいと思っております。

ただ他方で今までと違うのかなというふうに思っていますのは、例えば、世界の中でも日本の特定の企業だけが図抜けてすごい技術を持っているといったようなケースは当然あるだろうというふうに思っています、そういったものの良さを評価するために、例えば性能評価規格と言いますか試験方法の規格みたいなものをその企業のために準備をするといったことというのはあってもいいだろうと思っています、そこはある意味ものによると言いますか、規格化の目的とかそういったものに依拠してやっていきたいというふうに思っています。

マークの話については、これは先生からずっとご意見頂戴しております。我々もどちらがいいのかというのはいろいろと思案はしているところでございますので、引き続き勉強させていただきたいというふうに思います。ただ、我々の思考としては、JASは国内においては充分認知されており、海外においても一定程度は認知されていて、商標登録なども海外でも進めているというようなこともある中で、ガラッと変えてしまって新しいものをまた一から普及し直すそのコストと言いますかそういったことを考えると、既にのれんがありますので、それを活用するというほうがマークの認知ということにおいては優れているのではないかなとか、あるいはガラッと変えてしましますと、従来の品質というJASのイメージがございましたけれども、品質と全く違うものになったのかというような印象もまたあるのかなというようなこともあって、なかなかマークを完全に一新してしまうというところまで踏み切れていないというのが現状でございます。

それから、高増委員からお話のありました消費者向けの教育ということは、これもごもっともだと思っています。まだ手がつけられていないというのが正直なところですがけれども、例えば、食育、まさにJASの教育というのは食育とも通じる場所もございますので、そういったような形、あるいは初等、中等教育なのか、もうちょっと上の大学といったところでやるべき話なのかということもあるとは思いますがけれども、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

映像のほうは、いろいろとご議論があるのかもしれませんが、そこはご意見としてどうか、そういうご意見があったことは十分留意をしていきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 JASの規格によって強みをアピールしていくという今回の趣旨とご説明は理解したのですが、4ページに書いてあるJAS規格の対象範囲をモノの品質だけではなくて生産方法であるとか取扱い、試験方法などにも拡大して規格を活用しやすくすることと、6ページの認証内容がわかり易いJASマーク表示、というところで、現行整理した、赤い丸と有機の2種類だけに絞り文字で示すというところが、かなり高度な技術を使わないとできないのではないかなという感じがします。この6ページの右側にあるようなたくさんのをどうやってわからせるのか。丸の上に1種類だけ書くのか。全部、品質保証だけの文字になってしまうのか、特級とか地鶏とか手延べとか熟成とか低温管理、違ったカテゴリのものがたくさんありますが赤いマークの上に1種類だけ書くのか、何種類も書けるようにするのか。現在でもマークの認知度が低い中で、対象範囲を拡大した上に多様で複雑な内容をどうやって理解してもらうのかすごく心配しております。

ですので、いろいろな方の意見を聞きながら、どうやってこれを集約していくのかというのがまず最初の疑問です。先ほどから教育、消費者教育とかでも知らせていくことが必要であるというお話がありました。JASマークがついていれば細かいことはいいから、大丈夫な、安心なものなんだよ、日本のいいものだよとそれだけわかっただけでもらえばよいのならいいのですが、複雑にした上に簡単に見せることを、どのようにするのか伺えればと思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

よろしいですか、特にございませんか、コメントは。

○松本食品規格室長 ご懸念と言いますかご指摘と言いますか、そこは我々も正直そういう懸念が全くないわけではありません。結局正確に書こうと思えば長くなりますし、しかし、長いと長いでかえってわかりにくかったり、あるいは商品にもスペースの都合がありますから、やはり1ワードがせいぜいだろうというふうにも思っていたりもします。実際どうするのかと言えば、ここに既存のJAS規格全部のイメージをお示ししていますが、いわゆる丸JASは基本的には中身はすべて共通に品質を保証しているものですから品質保証というふうに書こうと思っています。ただ、その中でクラス分けをしているものがありますので、その場合には特級、上級、標準と、こういったもの、これを併記をするのか、品質保証に代えてこれだけを表記するのかとか、この辺はこれから事業者の方とも調整が必要だと思っていますし、あるいはパブリックコメントなのかどういった形かはまだわかりませんが、いろいろな方々の意見を聞いてみたいというふうに思っています。

例えばこういった形でひな形を幾つかつくった上で新しいものが出てきたときには、これと

照らしてどうかとかいうこと、あるいは提案に応じてつくる規格であれば提案者の方がどういう内容が一番適当と考えているのか伺い、最終的には個別に1個1個調整していくしかないのかなというふうに現時点では思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、大道委員。

○大道委員 大道です。

私が思うのは、例えば新しいJASをどんどん拡大して、新しい技術であったり新しい商品を拡大してJASをつくって海外に売り込む、それも一つの戦略だとは思いますが、日本には日本古来のいろいろな食材でいいものたくさんあると思うのですね。その中にはJASの規格があって、それからJASマークの対象になっているものもあると思うのですが、なかなかそれが市場で目にすることが少ないというものもあります。

私、相談の現場にいるのですが、毎年夏になると問い合わせが来るのが、おそばですね、乾麺のおそばなどで、たしかJASのマーク、JAS規格あったと思うのですが、まずほとんど見かけることがない。実際にせっかくJASがあっても、それをとる事業者さんも少なく、販売もされていない。これから海外にJASをとってJASを売り込もうとしたときに、海外の人がそれである程度日本のことをわかった上で、日本に来たときに日本の国内でどこに行ったらそれを売ってるのということにならないように、やはり海外に売り込むと同時に国内でも同じだけの内容を認知されて、店頭にも並ぶような形で同時進行でやっけないとなかなか海外にも認められないのではないかなというふうに思いました。

マークのことで私がお聞きしたかったことはもう皆さん大分言われましたけれども、実際にここに書かれているような例えば生産情報公表のJASなどは本当に探さないとなかなか目にすることがないのですね。でも、これをここに書かれているような例えばいろいろなそのほかの熟成ハムとかいろいろあると思うのですが、探せば見つかるのですが、でもみんながそれを知っている状態にしておかなければやはり外に対して余りアピールするだけの力はないかなと。また、そのマークの上に熟成を書かれていても、日本の人たちさえも余り知らないということでは困るなという気がしましたので、このマークの意味、それからマークに付随してつける意味合いというそのところの国内での周知、それからいろいろな消費者にどうやってそれをわかってもらうのか、そのあたりをかなりしっかりやっけないとなかなか難しいのではないかなと思いましたが、国内での販売のJASの周知方法というのを何か考えておられるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思って質問とさせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

お願いいたします。

○松本食品規格室長 JASの周知ということですが、これはなかなか難しいなというふうに正直思っています。例えばJASそのものを、先ほど申し上げたような教育の中で訴求していくということなどは一つの方法だろうというふうに思っています。他方で、一番大きいのは、やはりものが出回っているということが広く知られる一番重要なことだと思うわけですが、けれどもしかし、メーカーサイドに立ってみると、やはりJASマークがついているということが消費者の購買行動につながらないのであれば、マークはつけないということになります。我々としてはマークの意味内容ということ自体は引き続き媒体も使うであるとか、先ほどご指摘もいただきました、ビデオみたいなものも含めてやっていくであるとか、教育、あるいはメディアを通じてやっていくということも考えておるのですが、他方で限界もあるなというのが正直なところではあります。特にある意味で日本の製品はJASを超える品質となっているので、品質ではないところの価値ということを新たに訴求できないかということもあって、今回、例えば環境に配慮している商品ですとか、そういった品質とは異なる価値を訴求することができるようなものとして新しく制度化したところではあります。

そういった多様な価値を伝えているということを我々としては普及、広報をして、認知を上げていくしかないのだろうなと思っています。特効薬がなかなかないなと思っていまして、いいお知恵があれば我々もぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、山根委員。

○山根委員 山根です。

事業者の発意を受けて、それを官民連携の体制で規格化して、日本をアピールするものとして海外へも打って出るのだという力強い表明というふうに理解をしています。

事業者の努力とか意欲が適正に評価されてということはとてもいいことだと思うのですが、気になるのは、この提案のしやすさとか規格化までの作業の簡素化というのは聞こえてくるのですが、消費者、この枠組みと運用という説明の中にも消費者というのがほとんど出てこないのですよね。ただ局長さんの最初の挨拶にも消費者のためのJASということの基本にしながらというお言葉があったので、それはそういうふうに思うわけですが、ただ、ビジネスチャンスだ、海外進出だということで過度の商品のアピール合戦のようなことになって、消費者が置き去りということにはならないように慎重に運用をしていただきたいとい

うふうに思います。

規格原案の作成時にはしっかりと消費者の意見がそれに反映されるようにといった仕組みづくりも要望したいというふうに思います。

以上。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○松本食品規格室長 この官民連携の体制という中には、これも規格の性格にもよるところはあると思いますけれども、消費者も含めて、あるいは流通、小売の方も含めて、関係する方の中で議論をしていくということを考えています。

また、先ほども申しあげましたけれども、パブリックコメントといった形のことをやっていきますし、実際に、前回有機のときはそのパブリックコメントでいただいた意見を規格に反映もさせていただいていますし、そういった形で引き続き透明性、あるいは消費者の目線みたいなものがないがしろにならないようにやっていきたいというふうに思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

ほかございますか。どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 丸山です。

すみません、一言だけ。JASマークの上の標語の英語のほうですけれども、検討に当たってはぜひともネイティブの方の参加をしていただいたほうがいいかと思ひまして、推奨いたします。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○松本食品規格室長 ご指摘のとおりだと承知しています。

○阿久澤会長 ほかございますか、よろしいですか。

私のほうから一つ確認させてもらいたいのですが。対象範囲の拡大ということについて、、品質をつくっているのは当然一つの要素だけでなく方法も含め、多くの要素が最終的な品質をつくっていることになります。品質というのはそういう考え方だと思います。。JAS規格は今後も品質というものを大前提に置いての規格であると考えてよろしいでしょうか。今後拡大についてもその規格は何らかの形で品質をつくる要素に関連するものの範囲内での拡大であるという理解でよろしいでしょうか。あるいはそうではなくということでしょうか。

○松本食品規格室長 今回の改正は先ほども申し上げましたけれども、規格を必要とするケースにおいていろいろな規格がつかれるようにということで、例えば環境配慮みたいなものであるとか、実際につくるかどうかはともかくとして、フェアトレードのようなものであるとか、いろいろな価値がございますので、そういった価値にも対応するものだというふうに思っています。そういう意味では、品質をどこまでとらえるかの問題はありますけれども、仕組みとしては品質を離れたものもつくれるようにしています。

○阿久澤会長 そういう理解ということですね。はい。

どうぞ。

○岸委員 岸でございます。

今回の見直しは基本的には輸出の拡大というふうなものと同リンクしていると思うのですが、使いようによっては逆に輸入品なのだけでも、JASでもって品質を担保すると、ある一定の国々で原産国だけで忌避されるような商品に対して、この国なのだけでも、JASとして品質保証しますよというふうな使い方もあるかと思うのですが、そのような議論というのはなされたことがございますでしょうか。

○阿久澤会長 どうぞ、事務局、お願いします。

○松本食品規格室長 個別の規格としてどういう規格をつくっていくかという議論自体は今回の制度の枠組みを変えるという議論の中では特にしていません。ただ、もちろん先ほど来申し上げているとおり、いろいろなニーズがあると思いますし、そういったニーズに答えていけるようにしたいという思いで今回は改正をしていますし、枠組みもそういうふうに変えていますので、ニーズがあれば、もちろん官民連携で良し悪しを検討してということにはなりますけれども、少なくとも対応できる枠組みにはなっています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

どうも、それでは、多くのご意見、その中には指摘も含めて多くいただきました。これらを参考にして、どうぞ今後の適正な運用をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題（４）のJAS規格の制定・見直しの基準に移ります。この基準は、平成24年2月24日付で調査会におけるJAS規格の制定等についての審議ポイントを定めたものです。この基準は、JAS規格を農林水産大臣が直接定めることを前提にしているために、規格の立案段階で当然に考慮される事項が規定されていません。他方、今後農林水産大臣のみでなく、民間からの規格提案を積極的に進めていくに当たり、いかなる提案がJAS規

格として認められるかといった J A S 規格制定の妥当性の判断や、予見可能性の確保に資するよう基準を具体化しておくことが重要です。冒頭、井上局長の挨拶にもありましたとおり、申出が円滑に行われるようにするためにも、本日当該基準を調査会決定しておく必要があると思います。このため、担当部署と相談して案を作成いたしましたので、お諮りしたいというふうに思っております。

まず、案について事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松本食品規格室長 資料8をお開きください。1枚目のポンチ絵でご説明をさせていただきたいと思っております。J A S 規格は、局長から話もありましたけれども、制度上は提案を受けて定めるということが可能になっているわけですが、実態としてはそういう例が一つもないということで、基本的には農林水産大臣自らが立案をするということを前提に、今の基準は書かれているものでございます。

したがいまして、新たな基準というところ下でございます2番の基準の内容が、今の基準にはほとんど含まれておりません。これはなぜかと申しますと、農林水産省で規格を立案する際には、こういったことは当然考慮した上で立案をしていますので、調査会でこれらの是非について判断する必要はないということで、この部分の基準がありません。この1番の J A S 法の目的等々との関係での基準しかないということになっています。

他方で民間の申出を進めていくに当たっては、いかなるものが J A S 規格になじむのかといったことが上の基準だけではわかりにくいということもありますので、今回 J A S 規格制定の妥当性の判断とか、あるいは予見可能性といったものを高めるために、まず現行の基準という内容を取り込んだ上で、これまで農林水産大臣が規格の立案に当たって考慮してきたこの2番の国家規格としての欠格事由、これを表に出すということで明確化、具体化したいということでございます。

具体的には新たな基準のところ、まず1番目が J A S 法の目的に合致しているかということで、現行では良質な製品を提供する観点であるとか、取引の合理化につながるかとか、消費者ニーズへの対応につながるかといったものについて考慮するということになっていますけれども、これを新しい J A S 法の目的に合わせまして、品質の改善であるとか取扱いの合理化、高度化、あるいは取引の円滑化、一般消費者の合理的な選択の機会の拡大といったようなものにつながるかどうかという積極的な要件を定めています。

それから、次のいずれにも該当しないという、これはいわば J A S 規格としての欠点と言えるものだと思いますけれども、こういったものがないということを明確にしています。具体的

には、1番目は今もありますけれども、国際規格との関係。2番目が貿易の影響。3番目が既存規格の内容との著しい重複・矛盾。4番目に、規定内容が不十分であったり、あるいは規定の水準が現在の標準的な水準に比して著しく低いとか、そういった不相当である場合。あとは、利害関係者との意見調整が不十分だとか、特定者間のみで生産・取引されるものであるとか、あるいは農林水産政策の目的そのものに不適合だといったような内容を欠格事由として明確化しております。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、JAS規格の制定・見直しの基準の改正について、ご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。どうぞ、村瀬委員。

○村瀬委員 見直しの基準の新しい文章を拝見させていただきますと、1の(2)の次のいずれにも該当しないことという中に、例えば否定文としてウで水準となっていないことという、いわゆる否定文に対して否定文ということで肯定されるということで、ちょっとこの文章を見ただけではなかなかわかりづらい、平易な文章とはちょっと見づらい部分がございますので、できれば(2)で例えば次の点を考慮していることという肯定文の中でそれぞれが否定なり肯定されるという平易な書きぶりにしていただいたほうがこれからの基準に当たってもいいのではないかというふうに考えますが。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょう、ただいまのご指摘に対して。

○松本食品規格室長 特段支障はないというふうに思います。

○阿久澤会長 では、~~直さ~~修正しなくてもよいということですか。

○松本食品規格室長 いやいや、ポジとネガをひっくり返すというご指摘だと思いますけれども、その方向で修正することは問題ないというか、文意が変わるわけではないと思いますので。

○阿久澤会長 では、修文の方向で検討するというです。はい、どうもありがとうございます。

そのほかございますか。どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 秋山です。

2の次のいずれにも該当しないことの4個目の規定内容が不十分又は規定水準が不相当という点について。民間から申出するときに、規定水準は何を求められているのだろうというそのレベルがはっきりとあらかじめわかるものかという、結構そこが難しいのではないかなと思っ

ています。この部分は解説書みたいなのでこういった事例でこういうものはだめですというようなものを出す予定はあるのでしょうか。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○松本食品規格室長 今回の改正では、申出 процедуруを簡素化というか簡単にしたと申し上げていますがけれども、今考えているのは、提案のガイドラインみたいなものを出そうというふうに思っています。ご指摘の点はそこで工夫ができないか検討したいと思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

そのほかございますか。どうぞ、夏目委員。

○夏目委員 JAS規格を新しくしていくというのはとてもいいことだろうというふうに思います。少し質問なのですが。今までのモノからモノ以外のところに広げていくということになりますと、経済産業省がやっているJIS化のところと被さってくるところがあるのではないかと思いますけれども。JISのほうもモノから役務、サービスへ広げていっていますので、その辺の調整、そういうときにはもちろん特に国際標準化の場合ですとほとんど今までは経産省の分野だったというふうに思いますので、そこは両省が連携をとって進めていくということになるのでしょうか。それが質問の第1点と。

それから、今まで資料7のところでも大分皆様からご意見が出てきましたけれども、今度は事業者の強い要望、申出が行われた場合、それが強い要望というふうに受け取って規格をするかどうか入口でもって受け止めるという話だったと思うのですね。そうしますと、その前の段階で事業者から当然農水省さんの窓口で相談受付がされるわけで、そこでの受付のところのやはり情報提供と言いますか、逆に情報収集だったり指導だったりすることがとても大事になってくるのではないかなというふうに思うのですね。ですから、そこでもってまず事業者から出されてきたときに、その規格が適当な場合かどうかというのをやはり丁寧にやっていただいて、もちろんそこは丁寧に遅くなつてはいけませんけれども、スピードも考えながら、そこでもってこれはもう大丈夫、もし大丈夫でなかったら何がそこで足りないのかというようなことをきちんと業界、事業者に指導していただいて、やはり規格に進めていただくということがとても大事ではないかなということ強く感じますので。その辺のところでは初期のところの窓口対応を充実させていただいて、せっかく新しい方法をJAS規格に取り込むわけですから、より成果を上げるようにしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○阿久澤会長 どうぞ、事務局、お願いいたします。

○松本食品規格室長 まず1点目のJ I Sとの関係というところですけども、制度上はJ A Sは現行法と言いますか改正前は農林物資、J I Sは鉱工業品ということで線が引かれています。実際の運用上微妙なものというのももちろん今でもあって、そこは両省で連携なり棲み分けなりをして対応しています。改正後のJ A Sの対象としては農林水産分野における規格ということになっていますので、現在と同じように棲み分けと言いますかデマケは存在するのだと思います。ただ、ボーダーになってくる部分も広がるだろうというふうに思っていますが、運用レベルで今もJ I Sとは協力するところは協力をしながら、個別の規格ベースの協力というのも進めていますので、その延長線上で対応していきたいというふうに思っています。

例えば、J I Sで今検討している規格の原案作成の段階で、我々の食品規格室の担当者がJ I Sの原案作成の議論に参加しているといったものもございますし、そういうレベルで交流をしていますので、そこは大丈夫だというふうに思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

そのほかございますか。どうぞ、清水委員。

○清水委員 民間からの申し出で広げていこうというお話ですので、どういう申し出があったのか、どういう強い要望があって、これは改正するか新しくつくるようにするけれども、これは却下と言いますか、先送りにしたとか、そういうことが透明性をもってわかるように公表とかするのでしょうか。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○松本食品規格室長 まず、先ほどの指導が重要だというお話とあわせてのお答えになるかと思いますが、規格化のご相談は、既に幾つもと行っていいと思いますけれども、相談は受けていますが、その段階では往々にして提案者側も何をしたいのか実はまだよくわからないというものは結構ありまして、それを具体化なり明確化なりしていくということが最初のステップだと思っています。それが具体化されたあかつきに、本当にそれを国の規格にしたいかどうかというところで一回事業者さんに踏みとどまるというか考えていただくのだと思っています。それでもやるということであれば、初めて我々としてはそれがいいのか悪いのかということの判断のステージに入るのだというふうに思っています。その際の判断の基準というのは、今回のこの制定・改廃基準、これが基本になろうというふうに思っていますし、これをもうちょっと、先ほど秋山委員からあったようなああいうお話も含めて、ガイドラインの中にはこういったものなども書き込もうというふうに思っていますので、それが一つの判断材料になるのではないかというふうに思っています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

ほかございますか。ございませんか、よろしいでしょうか。

はい。

それでは、J A S規格の制定・見直し基準についてですが、先ほど村瀬委員のほうからのご指摘がありました箇所ですね、一部修正、わかり易い形に修文するというので、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

はい。

その内容につきましては、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、今般のこの基準を今申しましたように一部修正して、調査決定としたいというふうに思います。その修正内容につきましては事務局と調整するというので会長一任とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

以上で、本日のすべての議題が終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。どうぞ。

○神井食品製造課長 食品製造課長の神井でございます。

J A S調査会の総会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本日はご多用の中ご出席を賜り、活発なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

また、来月をもって皆様の任期が実は到来いたします。現在の構成での調査会の開催は恐らく本日が最後になるかと思えます。委員の皆様におかれましてはJ A S規格の制定・改正のご審議をはじめ、J A S制度の運営に多大なご尽力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今日お話いただきましたけれども、今後J A S規格の対象の拡大による多様なJ A S規格の制定と国際化が見込まれる中で、このJ A S調査会はますます重要な役割を担うことになるというふうに考えております。他方、国の審議会のあり方、これにはさまざまご指摘をいただいているところでございまして、委員の皆さんの人数ですとか再任の制限、男女のバランスといった要請も年々高まっているような情勢でございます。こうした条件付けなども総合的に勘案いたしまして、J A S調査会についても審議の仕方ですとか体制を抜本的に見直していき

いというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後新たな J A S 制度が経済社会の発展に役立つとともに、国際的にも通用するものになるよう努めてまいりたいと思います。

本日もご出席の委員の皆様方はこの改正の一連のご相談もさせていただきまして、要は生みの親として関わっていただいた方々ですので、今後もお立場に関わりなくまた私どものほうにご指導をいただければというふうに思っております。

どうも本当にありがとうございました。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

任期中の委員会は本日が最後だということでございます。委員各位におかれましては2年間の J A S 調査会の運営にご協力いただきましてありがとうございました。私のつたない議事進行にもかかわらず活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日の審議は以上ということにさせていただきます。

議事進行を事務局にお返しいたします。

○船田規格専門官 本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

本日もご審議いただきました日本農林規格及び J A S 規格の制定・見直しの基準につきましては、速やかに公示または公表できるよう所要の手続きを行ってまいります。

以上もちまして、農林物資規格調査会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

午後 3 時 5 3 分 閉会

農林物資規格調査会総会運営規程第7条の規定により署名する。

平成 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員